

泉崎村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 10 月 16 日制定

令和 7 年 9 月 16 日改正

泉 崎 村 農 業 委 員 会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務〔専属的権限に属する所掌業務（法令業務）〕として、明確に位置づけられた。

本村は、福島県の中通り南部に位置し、約 30% が山地に覆われ、平地は耕作群を形作っている。中央部を東西に流れる泉川は、南端を流れる阿武隈川に接し、水田地帯を潤している。標高は阿武隈川に接する低地部で約 300m 前後であり、村の最高地点は村の南部に位置する鳥嶺で標高 485.7m である。気候は、年平均 11℃～12℃ であり、内陸部にありながら、福島県内では比較的温暖な地域である。積雪は少なく、積雪期間はわずかで、降水量は年間 1,410 mm 程度であり、県内では少雨地帯に属する。基幹産業は、水稻を中心にブロッコリー、トマト、キュウリ等の野菜及び畜産を加えた複合経営を主流とする第 1 次産業となっている。また、米価の変動（高騰や下落を繰り返し）とともに、水稻中心から施設園芸を中心とした経営農家が増加の傾向にある。就業構造については、高速交通体系の充実した立地に恵まれていることもあり、新企業が進出し第 2 次産業の振興が目ざましい。加えて、近年の厳しい農業情勢が影響し、かつては就業者の半数以上が従事していた基幹である第 1 次産業は大幅に減少し、令和 2 年には、構成割合で約 10.9% となり、就業者数は 314 人となっている。産業別の就業者率については、第 1 次産業の減少に対して、第 2 次産業及び第 3 次産業は増加となり、就業構造の変革が続いている。

泉崎村における人口推計（国勢調査）は、平成 22 年には、6,802 人（ピーク時）となったが、それ以降は、世帯数が増えているにも関わらず、人口はマイナス 3～4% 程度の減少となっている。人口動態の推移によると、出生数と死亡数の差による自然増減のマイナスの影響が大きく、転出数と転入数の差による社会増減についても、令和 3 年にはプラスに転じたものの、今後も社会移動（進学や就職等）により人口は減少傾向にあり、更に第 1 次産業については、兼業化による土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足、後継者不足及び高齢化等の問題が、深刻な状況となっている。地域によって農地の利用状況や営農類型は異なるため、当該地域の実情に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に本村においては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、昭和 45 年に 3,520ha が農業振興地域として指定を受け、以来見直しを図りながら、土地利用型農業を中心に農業が展開され、生産基盤の整備をはじめ、各種農業施策を実施してきた。しかし、基盤整備の状況においては、10a 区画の規模では、大型機械の利用に適しておらず、農業経営の規模拡大を図るための農用地利用集積への対応が遅れているのが現状である。このような状況の中、農業生産の基盤となる農地の整備を図り、認定農業者や担い手農家等への農地の利用集積から、効率的かつ安定的な経営を確立・支援することは、今後の農業振興に欠かせない要件であり、総合的な支援策の整備も急務となっている。

狭小で水利環境も整備されていない耕作地は、遊休農地等の発生が懸念されることもあり、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稻作が盛んなことから、農地集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したもの）を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、泉崎村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する福島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する泉崎村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積とする。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	1,274.8ha	134.8ha	10.57%
3年後の目標 (令和8年3月)	1,271.8ha	131.8ha	10.36%
目 標 (令和10年3月)	1,269.8ha	129.8ha	10.22%

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の連携による農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から日常的に農地パトロール農地利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）の中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続を行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、協議、検討し守るべき農地の明確化を図る。

（3）遊休農地発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

（1）担い手への農地利用の集積目標

管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	1, 140ha	399ha	35.0%
3年後の目標 (令和8年3月)	1, 140ha	587.54ha	51.54%
目 標 (令和10年3月)	1, 140ha	617.54ha	54.17%

【参考】担い手の育成・確保

総農家数（うち、主業農家数）は、2020年農林業センサスに基づき記載し、目標数値は、村農政部局と調整のうえ記載。

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落営農組織
現 状 (令和5年3月)	420戸 (59戸)	経営体	経営体	経営体	団体
3年後の目標 (令和8年3月)	420戸 (59戸)	経営体	経営体	経営体	団体
目 標 (令和10年3月)	420戸 (59戸)	経営体	経営体	経営体	団体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農政部門と協力し、地域（集落や数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、泉崎村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手へ農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化、法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組を推進する。

④ 相続土地国庫帰属制度について

所有者不明土地の発生を予防するため、相続登記の申請の義務化等とあわせて、相続した土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす

る。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人） (新規参入者取得面積)	新規参入者（法人） (新規参入者取得面積)
現 状 (令和5年3月)	1人 76.5a	0経営体 0ha
3年後の目標 (令和8年3月)	1人 150a	1経営体 1.0ha
目 標 (令和10年3月)	2人 1.0ha	2経営体 2.0ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学会や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで情報収集に努め、新規就農希望者の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域への受入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数に評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

泉崎村において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、泉崎村農業委員会は次に役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向調査

- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理機構の活用の働きかけ。
- ・「地域計画」に定期的な見直しへの協力